

# **第7回地区庶務担当理事連絡協議会**

平成21年11月25日（水）午後2時30分～

## **△上原副会長挨拶**

上原副会長は冒頭の挨拶で、医療を取り巻く中央情勢に触れ、「当初、新政権へ期待と不安を抱いていたが『行政刷新会議の事業仕分けの内容』や『診療報酬引き上げのトーンダウン』等により不安の方が大きくなりつつある」と述べ、今後の動向を注視していかなければならないとした。

こうした中、安達府医副会長の中医協委員就任は我々の主張が中央へ反映できる大きなチャンスであるとして高く評価し、今後の活躍に期待感を示した。その一方で日医の政権交代以降の軸足の定まらない中央への対応を批判するとともに、「府医としては、日本の医療が国民のためにどうあるべきかという考えのもと、政治に左右されずに、国民とともに医療を守っていかなければならない」と強調した。

## **△報告ならびに協議事項**

### **1. 最近の中央情勢について（畑理事）**

10月下旬から11月中旬にかけて、社会・医療保険状況について説明した。

### **2. 麻薬免許証の交付について（三木理事）**

10月に麻薬免許申請書を提出された本年の更新対象者の麻薬免許証交付の実施要領について説明した（京都医報11月15日号「保険だより」参照）。また、更新手続きが済んでいない方については、至急、京都府庁薬務課または所轄保健所へ麻薬免許申請書を提出されるよう促すとともに、免許が失効した際に麻薬の在庫がある場合は不法所持扱いとなるとして、注意を喚起した。

### **3. 自賠償研修会の開催について（中野理事）**

2年ごとに開催している「自賠償研修会」を日本損害保険協会および損保料率算出機構との共催で、平成22年1月16日（土）に府医会館にて開催することを報告し、学術的な講演と算定方法の講習もあるので、医師ばかりでなく医療事務の職員も含め多数の参加を呼びかけた。（京都医報12月1日号参照）

### **4. 新型インフルエンザ対策について（柏井理事）**

冒頭、「各医療機関に対しては、ワクチン不足等で多大なご迷惑をお掛けしている」と述べた上で、「新型インフルエンザワクチン」の平成21年12月出荷分までの配付スケジュールと平成22年1月以降のスケジュールについて説明し、12月以降については、1mlバイアルと10mlバイアルの配分割合等も含めて変動の可能性があることと、1月以降は1mlバイアル製剤のみの出荷となる予定であることを付け加えた。また、12月末に出荷予定の10mlバイアルの有効利用を集団接種も視野に入れて行政と検討していることを報告した。次に、府医が印刷し準備した新型インフルエンザ予防接種の「予診票」3種類及び「接種済証」を医報12月1日号に同封することを報告し、有効に活用していただくよう

呼びかけた。また、「新型インフルエンザワクチンの接種後の死亡事例報告」、「接種後副反応報告及び推定接種者数」（京都医報 12 月 1 日号参照）の資料をもとに、接種に際しての注意を喚起した。最後に、「新型インフルエンザワクチン接種実施報告」と「新型インフルエンザ予防接種料の免除の取扱いについて」（京都市）の協力依頼を呼びかけた。

相楽地区（木津川市）と北丹地区（京丹後市）から集団的接種実施への動きについて報告があった。

## **5. 第 2・第 3 回医療安全講演会の開催について（中野理事）**

第 2 回医療安全講演会を 12 月 24 日（木）に、第 3 回医療安全講演会を 1 月 28 日（木）に府医会館において開催することを報告し、多数の参加を呼びかけた。また、本講習会は「医療に係る安全管理のための職員研修指定講習会」であり、受講後修了証を発行されることを付け加えた。

## **6. 平成 20 年度日医生涯教育修了証の配付について（小野理事）**

日医の生涯教育制度は来年度から大幅に変わる予定であると前置きした上で、現行制度の下で実施される今回の修了証の配付について説明した。従来は、班長経由で配付していたが、班長の負担を軽減するというので、府医から当該会員へ直送する方法に変更し、12 月中旬頃に送付する予定であると報告した。認定証については、12 月中旬頃に日医から届くので、年が明けてから、修了証と同様に直送する予定であることも併せて報告した。

## **7. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）**

12 月・1 月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し、積極的な参加を呼びかけた。

## **8. その他**

### **「レセプトオンライン請求義務化」の動きについて（藤井理事）**

藤井理事から「11 月 25 日付け官報に『改正省令 151 号』が出されたが、内容を分かりやすくまとめた上で、京都医報 12 月 15 日号に掲載する」と述べた上で、以下のポイントについてだけ報告した。

- ポイント①「レセプトオンライン請求義務化」は「原則電子レセプト請求」に変更  
→オンラインでなくとも電子媒体で請求ができる。
- ②「手書きレセプト」については条件なしで、全て免除となる。